

2016年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

次の（設例）を読んで、問（1）、（2）に答えなさい。解答の際には、根拠条文があるときは、それを示し、また、結論を導くための理由を述べること。

（設例）

甲社は、取締役会を置く株式会社であり、その資本金は500万円、発行済株式総数は1000株である。同社の定款には、株式を譲渡するには取締役会の承認を要する旨の定めがある。

甲社の代表取締役Aは、乙社との提携による事業拡大を計画し、提携事業に必要な設備を整備するため、甲社株式をこれまで有していない乙社に対して600株を発行し、設備投資に必要な300万円を調達することを計画している（以下、この株式発行を「本件株式発行」という。）。

他方、甲社の取締役Bは、乙社との事業提携にも設備投資にも反対しており、甲社の発行済株式の20%を有する丙社の賛同を得て、本件株式発行を阻止する構えを見せている。

平成27年6月30日に甲社は取締役会を開催し、臨時株主総会（以下「本件総会」という。）の日程を、平成27年7月10日と定めて、同年7月1日に本件総会の招集通知を株主に送付したが、丙社に対しては招集通知を送付しなかった。

問（1）（配点：20点）

- （ア）甲社が本件株式発行を行うために、株主総会の決議が必要か説明しなさい。
- （イ）本件株式発行を承認する株主総会決議にかかる決議要件と、そのような決議要件が定められている理由を説明しなさい。

問（2）（配点：30点）

丙社以外の全ての株主が出席して本件総会が開催され、本件株式発行を承認する決議（以下「本件決議」という。）が、出席株主の議決権の70%の賛成を得て成立したとする。

- （ア）Bは、本件決議の効力を裁判により争うことができるか。
- （イ）本件株式発行の効力が発生した後、Bは、本件株式発行の効力を裁判により争うことができるか。